

令和5年度 博物館登録制度説明会

令和5年8月31日（木） ※令和7年4月1日 一部修正

岐阜県 観光文化スポーツ部

文化伝承課 教育文化係





この資料では、関係法令について、下記の略称を用いています。

- 法 … 博物館法
- 施行規則 … 博物館法施行規則
- 県規則 … 博物館の登録に関する規則
- 登録要綱 … 博物館登録関係事務実施要綱
- 指定要綱 … 博物館に相当する施設の指定関係事務実施要綱

1 博物館法改正の概要

(1) 博物館法改正の主旨

近年、博物館に求められる役割が多様化・高度化していることを踏まえ、博物館の設置主体の多様化を図りつつ、その適正な運営を確保するため、法律の目的や博物館の事業、博物館の登録要件等を見直すなど、これからの博物館が求められる役割を果たしていくための規定を整備する。

(2) 主な改正点

ア 法律の目的及び博物館の事業の見直し

- ・ 博物館法の目的に、社会教育法に加えて文化芸術基本法に基づいておくことを定める。(法第1条)
- ・ 登録博物館の事業例に博物館資料のデジタル・アーカイブ化を追加するとともに、他の博物館等と連携すること、及び地域の多様な主体との連携・協力による文化観光その他の活動を図り地域の活力の向上に取り組むことを努力義務とする。(法第3条)

(2) 主な改正点

イ 博物館登録制度の見直し

- ・ 博物館の設置者要件を改め、法人類型にかかわらず登録できる。
(法第13条第1項第1号)
- ・ 登録の審査に当たっては、博物館資料の収集・保管・展示及び調査研究を行う体制等の基準に適合するかを審査する。
(法第13条第1項第3号～第5号)

(2) 主な改正点

イ 博物館登録制度の見直し

- ・登録を行う場合には、学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。(法第13条第3項)
- ・登録博物館の設置者は、博物館の運営状況について、定期的に岐阜県に対して報告しなければならない。(法第16条)

(3) 登録博物館・博物館相当施設が受けられる優遇措置の例

○美術品補償制度

展覧会の主催者が展覧会のために借り受けた美術品の損害を政府が補償する制度。損害の総額の一定部分は主催者が負担し、それを超える部分を国が補償する。(補償上限額950億円)

○登録美術品制度

重要文化財や国宝、その他世界的に優れた美術品を国が登録し、登録した美術品を美術館で公開する制度。

○希少野生動物種譲渡し規制の緩和

種の保存法で指定された希少野生動植物種を、展示・教育、学術研究等のために譲渡し等をする場合に必要な事前許可申請が免除され、事後30日以内の届出・通知だけで譲渡しを行うことが可能。

○著作物の複製等

図書館と同様に、営利を目的としない事業として、図書、記録その他の資料を用いて著作物を複製することができる。

(3) 登録博物館・博物館相当施設が受けられる優遇措置の例

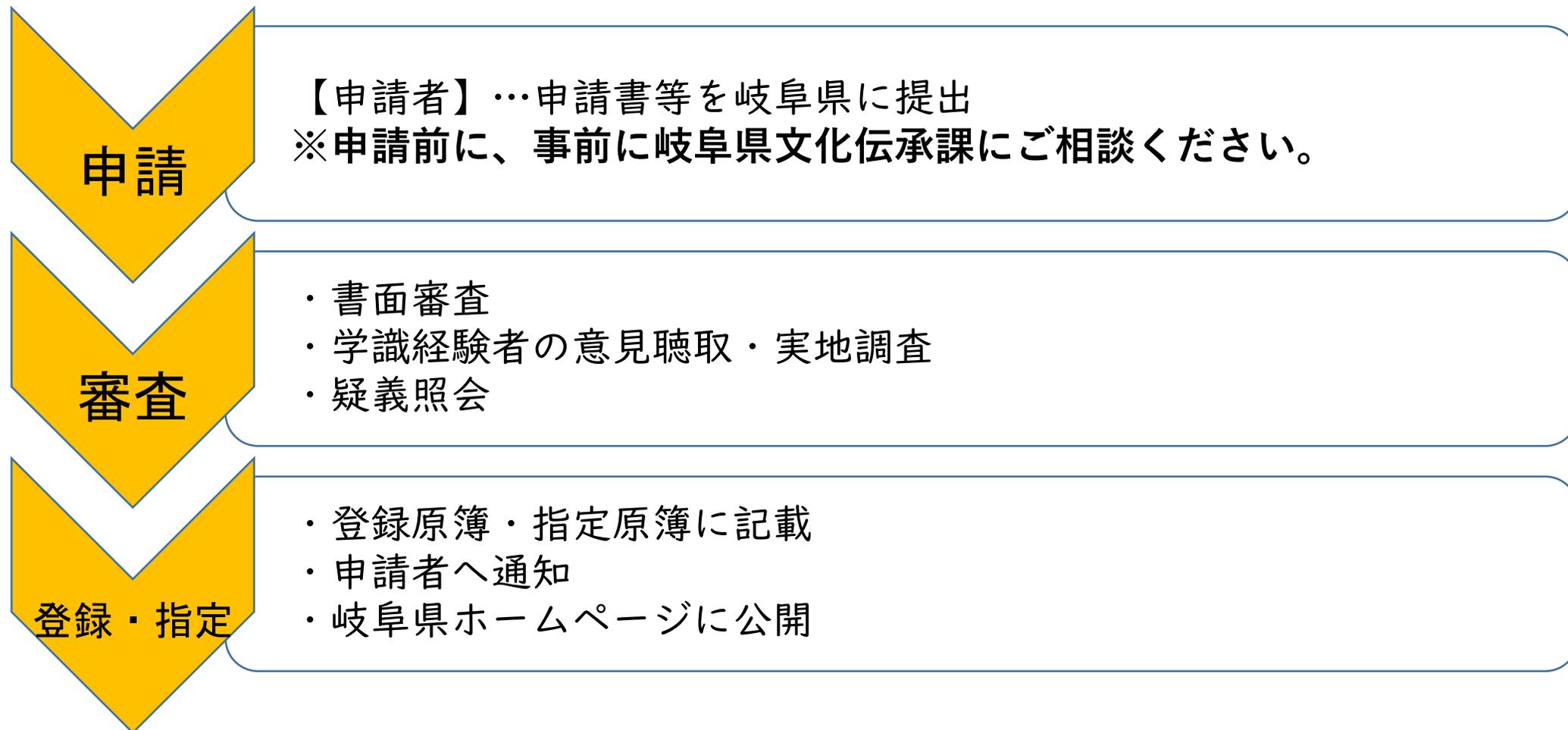
非課税となる税目	登録博物館					博物館相当施設
	公立	私立				
		公益社団法人 公益財団法人	宗教法人	一般社団法人 一般財団法人	民間の法人 等	
法人住民税	—	○	×	×	×	×
固定資産税	—	○	○	×	×	×
都市計画税	—	○	○	×	×	×
不動産取得税	—	○	○	×	×	×
事業所税	—	○	○	○	○	×

令和5年2月13日 文化審議会第4期 博物館部会(第4回)資料より

※各税目の詳細については、各公官庁（税務署(国税)、県税事務所、市町村税担当課）にお問い合わせください。 8

2 新しい博物館登録制度と関係手続き

(1) 申請から登録・指定までの流れ



(2) 博物館の登録要件・博物館相当施設の指定要件

○博物館の登録・博物館相当施設の指定を受けようとする者は、下記事項を記載した申請書を県に提出しなければならない。

(法第12条第1項、施行規則第23条第1項)

- ・施設の設置者の名称及び住所
- ・施設の名称及び所在地
- ・その他岐阜県の定める事項

○申請書には、下記の書類を添付しなければならない。

(法第12条第2項、施行規則第23条第2項)

- ・館則の写し（目的、開館日、運営組織その他施設の運営上必要な事項を定めたもの）
- ・博物館の登録要件、博物館相当施設の指定要件に適合していることを証する書類
- ・その他岐阜県の定める書類

※要件を満たすことが確認できれば、例以外の書類を提出しても差し支えない。

※1つの書類で複数の事項が確認できる場合(館則、年報、事業報告書等)、各要件に該当する箇所が分かるように付箋等で対象のページを示したうえで提出すること。

(2) 博物館の登録要件・博物館相当施設の指定要件

ア 設置者の条件 (登録博物館)

登録博物館 (法第13条第1項第1号、第2号)	提出書類の例
<p>【公立】 地方公共団体又は地方独立行政法人</p>	<p>地方公共団体の場合…施設の設置条例 地方独立行政法人の場合…法人の履歴事項証明書 ※発行から概ね6ヶ月以内のもの、写しも可</p>
<p>【私立】 以下のいずれにも該当する法人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 博物館を運営するために必要な経済的基礎を有すること。 ・ 博物館の運営を担当する役員が必要な知識又は経験を有すること。 ・ 博物館の運営を担当する役員が社会的信望を有すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の履歴事項証明書 ※発行から概ね6ヶ月以内のもの、写しも可 ・ 収支計算書 ・ 職務経歴書 ・ 誓約書 (民事再生手続又は会社更生手続を受けていないこと、反社会的勢力に該当しないこと、反社会的勢力との関係がないことを誓約する書類)
<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置者が法第19条第1項の規定により登録を取り消され、2年を経過しない者でないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 誓約書 ※公立は不要

(2) 博物館の登録要件・博物館相当施設の指定要件

ア 設置者の条件 (博物館相当施設)

博物館相当施設 (施行規則第24条第1項第1号)	提出書類の例
<ul style="list-style-type: none">・ 設置者が法第19条第1項の規定により登録を取り消され、2年を経過しない者でなく、かつ設置する施設について法第31条第2項の規定により指定を取り消され、2年を経過しない者でないこと。	<ul style="list-style-type: none">・ 誓約書 ※地方公共団体は不要

(2) 博物館の登録要件・博物館相当施設の指定要件

イ 資料の収集・保管・展示・調査研究を行う体制

(登録博物館・博物館相当施設 共通)

登録博物館（法第13条第1項第3号） 博物館相当施設（施行規則第24条第1項第2号）	提出書類の例
・ 資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって運営する体制を整備していること。	・ 館則、年報、事業報告書等 ・ 基本的運営方針が公表されていることが分かる書類（ホームページの写し等） ・ 収支計算書
・ 資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する資料の目録を作成し、当該資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。	・ 資料の目録 ※施設が保有している資料を示す書類であれば足り、必ずしも詳細な情報や画像等を付すことまでは求めない。
・ 研修に職員が参加する機会が確保されていること。	・ 職員への研修の実施計画又は実績を示す書類（国や都道府県等が実施する研修に参加させる計画又は実績を含む）

(2) 博物館の登録要件・博物館相当施設の指定要件

イ 資料の収集・保管・展示・調査研究を行う体制

(登録博物館・博物館相当施設 共通)

登録博物館（法第13条第1項第3号） 博物館相当施設（施行規則第24条第1項第2号）	提出書類の例
・一般公衆に対して、所蔵する資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する資料若しくは借用した資料による展示を行う体制を整備していること。	・館則、年報、事業報告書等
・単独で又は他の施設と共同で、資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。	
・資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。	
・基本的運営方針に基づく資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、資料を体系的に収集する体制を整備していること。	

(2) 博物館の登録要件・博物館相当施設の指定要件

ウ 職員の配置 (登録博物館・博物館相当施設)

登録博物館 (法第13条第1項第4号) 博物館相当施設 (施行規則第24条第1項第3号)	提出書類の例
<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none">・施設の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。・施設の運営に必要な職員が置かれていること。	<ul style="list-style-type: none">・館長の氏名、職務内容及び経歴を示す書類 (職務経歴書)・職員の名簿及び職務分担を示す書類、組織図
<p>【登録博物館】</p> <ul style="list-style-type: none">・<u>学芸員</u>が置かれていること。 <p>【博物館相当施設】</p> <ul style="list-style-type: none">・<u>学芸員に相当する職員</u>が置かれていること。	<ul style="list-style-type: none">・学芸員 (学芸員相当職員) の氏名、職務内容及び経歴を示す書類 (職務経歴書) <p>【登録博物館のみ】</p> <ul style="list-style-type: none">・学芸員の資格を証明する書類 (写しも可)

(2) 博物館の登録要件・博物館相当施設の指定要件

エ 施設及び設備 (登録博物館・博物館相当施設 共通)

登録博物館 (法第13条第1項第5号) 博物館相当施設 (施行規則第24条第1項第4号)	提出書類の例
・資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。	・建物及び土地の図面 ・建物及び土地の全部事項証明書 ※発行から概ね6ヶ月以内のもの、写しも可 ・賃借契約書の写し (建物及び土地を借用している場合)
・防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。	・消防計画、危機管理マニュアル、消防設備等点検結果報告、関係業務の契約書(写)、関係設備配置図面等

(2) 博物館の登録要件・博物館相当施設の指定要件

エ 施設及び設備 (登録博物館・博物館相当施設 共通)

登録博物館 (法第13条第1項第5号) 博物館相当施設 (施行規則第24条第1項第4号)	提出書類の例
・施設の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。	・多様な利用者に対する配慮の観点から対応している事項を示す書類 ・当該箇所の写真
・高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他施設の利用に困難を有する者が施設を円滑に利用するための配慮がなされていること。	

(2) 博物館の登録要件・博物館相当施設の指定要件

オ 開館日数 (登録博物館・博物館相当施設)

登録博物館 (法第13条第1項第6号) 博物館相当施設 (施行規則第24条第1項第6号)	提出書類の例
【登録博物館】 ・1年を通じて <u>150日以上</u> 開館すること。 【博物館相当施設】 ・1年を通じて <u>100日以上</u> 開館すること。	・館則、パンフレット等

カ 一般公開 (博物館相当施設のみ)

博物館相当施設 (施行規則第24条第1項第5号)	提出書類の例
・一般公衆の利用のために当該施設及び設備を公開すること。	・館則、パンフレット等

※登録博物館の一般公開については、法第2条の博物館の定義において「一般公衆の利用に供する」ものと規定されている。

(2) 博物館の登録要件・博物館相当施設の指定要件

登録博物館と博物館相当施設の違い

要件	登録博物館	博物館相当施設
設置者の条件	法人であること	設置主体の制限なし
資料の収集・保管・展示・調査研究を行う体制	違いなし	
職員の配置	館長及び <u>学芸員</u> の設置	館長及び <u>学芸員に相当する職員</u> の設置
施設及び設備	違いなし	
開館日数	1年を通じて <u>150日以上</u> 開館	1年を通じて <u>100日以上</u> 開館
一般公開	基準なし	一般公衆の利用のために施設及び設備を公開すること

※登録博物館の一般公開については、法第2条の博物館の定義において「一般公衆の利用に供する」と規定されている。

(3) その他の手続き、規定

手続き、規定	登録博物館	博物館相当施設
定期報告	<p>博物館の運営状況について、毎事業年度終了後3ヶ月以内に県への報告が必要。 (法第16条、登録要綱第6条)</p> <p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前事業年度の事業実績が分かる書類 ・館則(提出済みのものから変更されている場合) ・博物館の登録要件に適合していることを証する書類(提出済みのものから変更されている場合) 	規定なし
変更の届出	<p>以下の事項を変更する時は、あらかじめ県に届出が必要。(法第15条第1項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・博物館の設置者の名称及び住所 ・博物館の名称及び所在地 	<p>指定事項の変更があった時は、速やかに県に届出するものとする。 (指定要綱第6条第1項)</p>
廃止の届出	<p>博物館を廃止した時は、速やかに県に届出が必要。(法第20条第1項)</p>	<p>施設を廃止した時は、速やかに県に届出するものとする。(指定要綱第6条第2項)</p>

(3) その他の手続き、規定

手続き、規定	登録博物館	博物館相当施設
要件を備えなくなったことの報告	規定なし	施行規則第24条第1項に規定する要件を備えなくなった時は、直ちに県に報告が必要。(施行規則第25条)
報告又は資料の提出	県は博物館の設置者に対し、運営状況に関する報告又は資料の提出を求めることができる。(法第17条)	県は施設に対し、施行規則第24条第1項規定する要件に関し、必要な報告を求めることができる。(施行規則第26条)
勧告及び命令	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法第13号第1項各号のいずれかに該当しなくなったと認められる時は、県は博物館の設置者に対し、必要な措置をとるよう勧告できる。(法第18条第1項) ・ 博物館の設置者が上記勧告に係る措置をとらなかった時は、期限を定めて措置をとるよう命ずることができる。(法第18条第2項) 	規定なし

(3) その他の手続き、規定

手続き、規定	登録博物館	博物館相当施設
<p>登録の取消し 指定の取消し</p>	<p>県は博物館の設置者が以下に該当する時は、博物館の登録を取り消すことができる。(法第19条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 偽りその他不正の手段により登録を受けた時。 ・ 法第15条第1項に係る変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした時。 ・ 法第16条に係る定期報告をしなかった時。 ・ 法第17条の報告又は資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした時。 ・ 法第18条第2項による命令に違反した時。 	<p>県は施設の設置者が以下に該当する時は、施設の指定を取り消すことができる。(法第31条第2項、施行規則第27条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 博物館の事業に類する事業を行う施設に該当しなくなったと県が認めるとき。 ・ 偽りその他不正の手段により指定を受けた時。 ・ 施行規則第25条、第26条に係る報告をせず、又は虚偽の報告をした時。

(4) 今後のスケジュール

○すでに博物館の登録を受けている施設

引き続き登録博物館であるためには、令和10年3月31日までに新制度での再審査・登録が必要。

→県から各施設に対し、新制度での登録及び審査時期の意向を個別に聞き取り予定。

○新たに登録博物館、指定施設になりたい施設

→随時申請を受付。

※申請前に、事前に岐阜県文化伝承課にご相談ください。



(5) 申請先・問い合わせ先

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1

岐阜県 観光文化スポーツ部 文化伝承課 教育文化係

電話番号 : 058-272-8756 (直通)

電子メール : c11148@pref.gifu.lg.jp

ご清聴ありがとうございました。

